

指定居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所（「社会福祉法人青山会 介護老人保健施設
グリーンヒル・かみごとう」）は、介護保険の指定を
受けています。

新上五島町指定：第4271600316号

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

【備考】

「要支援」認定の方の介護予防支援サービスについては、町設置の「地域包括支援センター」にご相談いただくこととなっています。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 青山会
 (2) 法人所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷643番地1
 (3) 電話番号 0959-43-6767
 (4) 代表者氏名 理事長 山田 崇徳
 (5) 設立年月日 平成9年9月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所：平成12年3月1日指定
新上五島町 第4271600316号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスの提供が確保されるよう 居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行います。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 青山会
介護老人保健施設 グリーンヒル・かみごとう
- (4) 事業所の所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷643番地1
- (5) 電話番号 0959-43-6767
- (6) 管理者(介護支援専門員) 川原 実(主任介護支援専門員)
- (7) 事業所の運営方針
1. 利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行います。
 2. 事業は利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して支援を行います。
 3. 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が 特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように、公正中立に支援を行います。
 4. 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (8) 設立年月日 平成12年3月1日
- (9) 通常の事業の実施地域 新上五島町

(10) 営業日及び営業時間

営業日	毎週 月曜日～日曜日（年中無休） 8時30分～17時00分 但し、介護支援専門員が休日や出張で不在の場合は電話等の連絡にて対応する。
受付時間	毎週 月曜日～日曜日 8時30分～17時00分
サービス提供時間	毎週 月曜日～日曜日 8時30分～17時00分 但し、介護支援専門員が休日や出張で不在の場合は電話等の連絡にて対応する。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜職員の体系＞

職種	資格 〔他の資格等〕	常勤	非常勤	計
1. 管理者 (主任介護支援専門員)	主任介護支援専門員	1名		1名
2. 介護支援専門員	主任介護支援専門員	2名		2名

※管理者は介護支援専門員を兼務。

4. 当事業所が提供するサービス利用料金

(1) サービスの利用

- ① 当事業所にサービスの申し込みがされた場合、職員がお伺いして契約の締結をいたします。
- ② 日常生活を営むために必要な 保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、利用する居宅サービス等の種類や内容等を定めた介護サービス計画を作成します。
- ③ 介護サービス計画に基づき、居宅サービス等の提供がされるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行います。
- ④ 「居宅介護サービス計画」作成後においても利用者及びその家族・居宅サービス事業者等との連絡、訪問等を継続的に実施することにより計画の実施状況の把握及び利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ 利用者がその居宅において 日常生活を営むことが困難になったと認める場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑥ 介護保険施設から退院又は退所しようとする利用者、及び家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

(2) 利用の中止、変更

- ① 当事業所の都合でサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。
- ② 利用者が介護保険施設に入所した場合、又は亡くなられた場合には、自動的にサービスを終了いたします。

(3) 利用料

- ① 要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。
- ② 但し、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦、1カ月当たりについて【別表】の料金をいただきます。

(4) 利用料金のお支払方法

ア、指定口座への振り込み

イ、現金払い

5. 守秘義務

従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持します。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

6. 個人情報の取り扱い

当事業所では、個人情報について次のとおりに取り扱っています。

(1) 介護サービスを目的とした個人情報の利用

当事業所では、介護職その他の職員が知り得た利用者様の個人情報は、介護記録等に記録され最善の介護サービスを行うため利用します。また、介護サービスの提供に必要な個人情報は、他の居宅サービス事業者や機関からの照会への回答に使用します。

(2) 当事業所以外の介護事業所、医療機関等との連携に利用

利用者様が継続的に最善の介護サービスを受けられるよう、諸情報の提供を利用者様の介護サービスを引き継ぐ各施設、介護事業所、医療機関等に文書・FAXで提供したり、照会への回答に使用します。

(3) 会議・研修会での利用

利用者様の介護サービスの改善を目的に開催されるサービス担当者会議や、ケース会議等の諸会議および当事業所の介護職員の研修に使用することがあります。

(4) 介護サービスを目的とした個人情報の照会

当事業所では、利用者様が最善の介護サービスを受けられるよう、サービスの提供に必要な個人情報を、医療機関及び関係機関に照会させていただくことがあります。

7. 事故発生時の対応

当事業所では併設の「介護老人保健施設グリーンヒル・かみごとう」と一体となって「事故発生防止・事故対策委員会」を設置するなど、日頃より事故の未然防止に努めていますが、万一事故が発生した場合は「事故発生の防止及び発生時対応の指針」等に準じて速やかにご家族及び必要な関係機関等に連絡を行うとともに必要な対応を行います。

また、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うようにいたします。

8. 虐待防止の対応

当事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のための処置を講ずると共に、虐待を受けたと思われる利用者と発見した場合は、速やかに市町村に通報します。また、利用者の権利を擁護するため、必要に応じて成年後見制度の活用に関しての支援を行います。

9. 要望及び苦情等の相談と対応

(1) 当事業所における苦情の受付等

当事業所では併設の「介護老人保健施設グリーンヒル・かみごとう」と一体となって「ご要望・苦情などの相談窓口」を設け、介護支援専門員等が受付担当となっておりますので、お気軽にご相談下さい。

- ・電話 0959-43-6767
- ・FAX 0959-54-2727
- ・受付時間 月曜日～日曜日 8:30～17:00

要望や苦情などは受付担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、苦情解決責任者（施設長）に直接お申し出いただくこともできます。

また、事業所・施設関係者へ直接ご相談できないような場合や不都合なときは、「第三者委員」にご相談いただくこともできます。尚、居宅介護支援サービス等にかかる苦情処理の対応については、「苦情解決等運営規則」の体制、手順に準じ速やかに行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

① 新上五島町役場 健康保険課 介護保険班

- ・所在地 新上五島町青方郷1585番地1
- ・電話 0959-53-1151
- ・FAX 0959-52-3741
- ・受付時間 8:30～17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

② 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

- ・所在地 長崎市今博多町8番地2 長崎県国保会館内
- ・電話 095-826-1599
- ・FAX 095-826-1779
- ・受付時間 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

10. その他

当事業所（施設）についての詳細は、パンフレット等を用意してありますので、ご請求下さい。

以 上

添付資料

- 同意書「指定居宅介護支援 重要事項説明同意書」
- 同意書「個人情報使用同意書」
- 別表「居宅介護支援にかかる利用料」
- 添付資料1「要望及び苦情について」

添付資料 1

要望及び苦情について

施設関係者へ直接ご相談できないような場合や不都合なときは、「第三者委員」にご相談して頂くこともできます。不明な点等がありましたら、支援相談員・介護支援専門員等の受付担当者に質問してください。

【別 表】

居宅介護支援にかかる利用料

* 要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

但し、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、一旦、1ヶ月当たりについて下記の該当の料金をいただきます。

1. 基本料金 *但し、下記の各々の基本料金に、
「特別地域加算（基本料金×15%）」が加算されます。

居宅介護支援費（Ⅰ）

<当事業所の取扱件数が45件未満の場合>

要介護1・2	10,860円/月
要介護3・4・5	14,110円/月

居宅介護支援費（Ⅱ）

<当事業所の取扱件数が45件以上60件未満の場合で45件以上の部分に算定>

要介護1・2	5,440円/月
要介護3・4・5	7,040円/月

居宅介護支援費（Ⅲ）

<当事業所の取扱件数が60件以上の場合で60件以上の部分に算定>

要介護1・2	3,260円/月
要介護3・4・5	4,220円/月

2. 加算等

初回加算	3,000円/回
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円/回
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円/回
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円/回
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円/回
通院時情報連携加算	500円/回
同一建物に居住する 利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定

※尚、介護予防支援については町設置の「地域包括支援センター」にお問い合わせ下さい。
 （ご不明な場合は、当施設の支援相談員または介護支援専門員等にご相談下さい。）

